

資料 3

令和2年4月17日

教育部学校教育課

緊急事態宣言発令に伴う小・中学校臨時休業期間中の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発令されました。この緊急事態宣言を受け入間市立小・中学校において下記のとおり対応しております。

記

1 臨時休業について

児童生徒の生命と安全を最優先と考え、4月8日（水）～5月6日（水）までを臨時休業といたしました。

2 入学式・始業式について

4月8日に予定されていた入学式・始業式は臨時休業明けに延期といたしました。

3 臨時休業中の児童生徒の受け入れについて

(1) 対象 以下のア～ウの条件に全て当てはまる小学校低学年や特別支援学級の児童生徒を対象に学校で受け入れを行います。

- ア 保護者等がどうしても仕事を休めない場合
- イ 他の施設で受け入れることができない場合
- ウ 子供だけで過ごすことができない場合

(2) 受入日 4月9日（木）～5月6日（水）までの平日

(3) 時間帯 8：30～16：00

4 学校施設の開放等について

緊急事態宣言の趣旨を鑑み、現時点での実施予定はありません。

5 部活動について

臨時休業中は実施しません。

6 登校日について

緊急事態宣言の趣旨を鑑み、現時点での設定予定はありません。

7 児童生徒の学習について

各校で、教科書の内容を中心とした課題を与えています。

なお、教科書は保護者を通して配付いたしました。